

## 令和8年度大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業業務委託（概算契約） 受託事業者募集に関するQ&A

質問		回答
1 仕様書5 既存で開催している小学校区と同じ地区に、応募してもよろしいでしょうか。教室参加者は、開催する小学校区に住んでいる方のみ対象になりますか。		<p>既存の開催有無を問わず、新たに実施する地域については応募書類様式5号-②により開催理由書を作成し、提出してください。地域の関係機関からの要望など、実施の必要性について、当該書類により内容を確認し、実施可否を判断します。</p> <p>また、実施場所については、仕様書6に記載のとおり、地域集会所など高齢者が徒歩で参加しやすく要件を満たす会場を実施地域ごとに設定することとしているため、徒歩で参加できる方であれば参加可能です。</p> <p>なお、対象者は仕様書4に記載のとおり（1）～（3）に掲げるものを優先とし、閉じこもりがちな高齢者等が、定期的に介護予防等に資する活動に参加できる通いの場を地域に確保するための事業であることを踏まえ、地域の関係機関などと連携して優先して受け入れることとしており、かつ、参加者は1地域にのみ登録が可能です。</p>
2 仕様書9 毎回の教室に、社会福祉士の従事は必須でしょうか。体操・運動教室の場合、（ウ）健康運動指導士が（ア）の役割を兼務することは可能でしょうか。		<p>仕様書9に記載のとおり、事業実施日には、（ア）（イ）の事業従事者と（ウ）の講師の合計2名以上の配置を必須とし、うち1名は（ア）の事業従事者を配置する必要があります。（ア）（イ）（ウ）の資格要件については、仕様書9をご確認ください。</p> <p>ご質問にある「体操・運動」プログラム実施の場合の例については、事業従事者として発注者に届出を行う方が健康運動指導士の場合、（ア）として従事する日に（ウ）の講師を担うことが可能ですが、この場合、（イ）の従事者も配置する必要がありますので、ご留意ください。</p>
3 現在教室を実施していない区がある理由を教えてください。		<p>複数事業者に参入いただき、事業を実施していきたいと考え、広く募集しているところですが、応募がない場合、未実施となります。</p> <p>本事業は、閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的に介護予防等に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会を持つことで生活空間を広げ、生活全般の活性化等を図るとともに、本事業の参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、要支援・要介護状態になることができる限り予防し、自立した活動的な生活を送ることができるよう支援することを目的としており、徒歩で参加しやすい身近な会場で教室を開催できるよう、引き続き広く事業者を募集します。</p>

		なお、項番1の回答のとおり、地域の関係機関からの要望などの実施の必要性があることが前提となります。
4	チラシ作成等参加勧奨のための媒体は、受託者負担でしょうか。	<p>募集要項第3章3に記載のとおり、業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含んでおります。</p> <p>なお、介護予防教室事業について掲載している本市作成のリーフレットについては、本市ホームページ「元気なうちから始めよう！介護予防・フレイル予防（URL：<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000164235.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000164235.html</a>）」の「4 備えあればフレイルなし！フレイル予防の4つの柱」内に掲載の「発見！あなたにぴったりな明日が楽しみになる介護予防」でご確認いただくことが可能です。</p>
5	<p>仕様書10事業内容（1）ク アスマイルの周知について</p> <p>現状、参加者で利用している人は2名程と非常に少ない。スマホ教室の参加者に、大阪市から導入ための講座を実施してもらったが、成果がみられていないと聞いている。教室に於いて、どのような周知を推奨されているのでしょうか。導入（アプリ取得、情報入力や他のアプリとの連携など）については、大阪市がフォローしていただけるのでしょうか。</p>	<p>アスマイルについては、日々の健康活動をアプリに記録することで、健康管理ができるから、参加者及びボランティアへの周知、案内を行うこととしています。</p> <p>令和7年度からは、歩数等の条件を達成された65歳以上の方を対象に、電子マネーに交換可能な大阪市ポイントの付与を開始しているため、教室参加者に対して、本市作成のチラシ等を活用し、アプリについて周知していただきたいと考えております。周知にあたり提供できるチラシ等については、受託事業者へ改めてご案内します。</p> <p>なお、アスマイルアプリや導入についてはアスマイル事務局を、大阪市ポイントに関する事は大阪市をご案内ください。</p>
6	募集要項第3章1項 業務委託料について、今般の継続的な物価上昇および最低賃金の引き上げを踏まえ、講師料を含めた関連経費の現行予算では、質の高い・専門性の高い講師の確保や講義等を安定的に提供することが困難になってきているなかで、過去5年以上、業務委託料がほぼ変わっていない。事業を安定して継続実施していくうえで、法人の了承が得にくくなっている。これらの事に関してどのように考えているのか聞かせてほしい。	業務実施にあたり必要となる経費については、実態把握も含め、引き続き検討してまいります。
7	<p>仕様書10業務内容（1）ク アスマイルの周知について、これまでに参加者・ボランティアに「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」の周知を実施しているが、登録までの操作が一人ではできない方や、登録後の操作方法がわからない方などがおられ、その度に個別に対応が必要となっている。周知後のフォローアップ体制をどのように考えているのか聞かせてほしい。</p>	項番5の回答を参照